

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【浸出液水質検査】
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

浸出液の処理設備における排水基準等に係る水質検査 (廃掃法規則12条の7の2 第8号の二) (最終処分省令1条2項14号のハ(1)) (維持管理基準省令1条3号のロ) (頻度:1回/年)	採取日		2024年10月2日
	採取場所		余水吐
	検査結果収受日		2024年11月18日
	結果 (mg/l)	アルキル水銀化合物	<0.0005 (不検出)
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	<0.0005
		カドミウム及びその化合物	<0.001
		鉛及びその化合物	<0.005
		有機燐化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNIに限る)	<0.01
		六価クロム化合物	<0.01
		砒素及びその化合物	<0.005
		シアン化合物	<0.01
		ポリ塩化ビフェニル	<0.0005
		トリクロロエチレン	<0.001
		テトラクロロエチレン	<0.001
		ジクロロメタン	<0.001
		四塩化炭素 (※1)	<0.0002
		一・二―ジクロロエタン (※1)	<0.0002
		一・一―ジクロロエチレン	<0.001
		シス―一・二―ジクロロエチレン	<0.001
		一・一・一―トリクロロエタン	<0.001
		一・一・二―トリクロロエタン (※1)	<0.0002
		一・三―ジクロロプロペン (※1)	<0.0002
		チウラム	<0.0005
		シマジン	<0.0003
		チオベンカルブ	<0.002
		ベンゼン	<0.001
		セレン及びその化合物	<0.001
		ほう素及びその化合物	5.1
		ふつ素及びその化合物	1.4
		一・四―ジオキサン	<0.005
		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<0.01
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	<0.5
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	<0.5
		フェノール類含有量	<0.01
		銅含有量	<0.01
		亜鉛含有量	<0.01
		溶解性鉄含有量	<0.01
		溶解性マンガン含有量	<0.01
		クロム含有量	<0.01
		大腸菌群数 (日平均) 個/cm3	<30
		燐含有量 (最大(日平均))	0.03(0.02)
		ダイオキシン pg-TEQ/l	0.0000096

(※1) 四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。